

別 紙

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
国等に対する寄附金又は災害義援金等に関する 確認事務について（事務運営指針） 募金団体の行う寄附金の募集のうち、所得税法第 78 条第 2 項第 1 号若しくは第 3 号《<u>寄附金控除</u>》又は<u>法人税法第 37 条第 3 項第 1 号</u>若しくは第 4 項《寄附金の損金不算入》に規定する寄附金に該当すると認められるものに対する確認事務については、下記によることとしたから、今後これにより処理されたい。 記 一 国等に対する寄附金の確認 （確認事務の所掌） 1<u>所得税法第 78 条第 2 項第 1 号又は法人税法第 37 条第 3 項第 1 号</u>..... （注）	国等に対する寄附金又は災害義援金等に関する 確認事務について（事務運営指針） 募金団体の行う寄附金の募集のうち、所得税法第 78 条第 2 項第 1 号若しくは第 3 号《<u>寄付金控除</u>》又は<u>法人税法第 37 条第 4 項第 1 号</u>若しくは第 3 号《寄附金の損金不算入》に規定する寄附金に該当すると認められるものに対する確認事務については、下記によることとしたから、今後これにより処理されたい。 記 一 国等に対する寄附金の確認 （確認事務の所掌） 1<u>所得税法第 78 条第 2 項第 1 号又は法人税法第 37 条第 4 項第 1 号</u>..... （注）